

コールマン社会規範論における「行為の外部性」、
「関連した他者」及び「社会的関係」：
アダム・スミス社会規範論序説
(浅利一郎教授退任記念号)

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2016-06-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田島, 慶吾 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00009630

論 説

コールマン社会規範論における「行為の外部性」, 「関連した他者」及び「社会的関係」 —アダム・スミス社会規範論序説—

田 島 慶 吾

I. はじめに コールマン社会規範論とアダム・スミス

本論の対象は社会学者コールマン (J. Coleman) 『社会理論の基礎』で展開された社会規範論である。社会規範論は直接的には同書の数章において展開されているに過ぎないが、この著作全体の主題は社会規範である⁽¹⁾。既に社会学の古典として評価の定まったコールマン理論を今考察する意義はどこにあるのか。経済学における社会規範論は合理的選択論によるものであるが、社会規範は本来は社会学の概念であり、規範は社会システム水準において成立し、個人はこの規範を「内面化」とされる。規範を内面化した個人のあり方を社会学では「ホモ・ソシオロジクス (homo sociologicus)」として把握し、経済学における利己的かつ合理的な行為者である「ホモ・エコミクス (homo economicus)」とは鋭い対立をなしてきた。社会学において規範は最も重要な概念であるのに対し、経済学では規範の占めるべき位置はこれまでなかった。

この状況を変えたのはゲーム理論による社会規範論の研究であり、その内容をここで最も簡略化した形でさ述べることは困難であるが⁽²⁾、ゲーム理論による社会規範の研究は多くの成果を上げてきたことは強調したい。ゲーム理論の大枠の理論は合理的選択論であるが、コールマン自身も自己の立場を合理的選択論であるとしている。社会学の合理的選択論は社会的交換論⁽³⁾に端を発するが、コールマンの理論的立場もこの社会的交換論に由来する合理的選択論である。しかし、コールマンは合理的選択論の立場に立ちながら、ゲーム理論を社会規範の研究に用いず、合

⁽¹⁾ コールマンからの引用頁は(原典頁, 翻訳書頁)で示す。訳書は上下2分冊であるが、社会規範を直接に扱った章は、上巻10, 11, 12章なので、下巻からの引用箇所のみColeman (1990a, 385. 『下』104頁)のように示し、上巻からの引用は『上』を略した。また、翻訳にはない、原著第30章Externalities and Norms in Linear System of Actionは参考にとどめた。また引用は同訳書に基づくが、訳文を変更した場合もある。

⁽²⁾ 社会規範論の分類については、田島 (2015) を参照。Anderson (2000) は分類を合理的選択論、進化理論、社会人 (homo sociologicus) 仮説の3タイプに分類している。

⁽³⁾ 社会的交換論は社会学へ合理的選択論を導入したものである。Homans (1961) とBlau (1964) がその基礎を与えた。特定の社会的関係から非公的な行動の基準=規範が形成され、同時に、規範のモニタリング、遵守・執行=社会的是認と違反者への処罰、社会的否認から追放までのメカニズムも生み出されるとされる。社会的交換と経済的交換の関係については、八木 (2010) を参照。

理的選択論の「極」において社会規範論を展開したように見える。「極」にあるというのは、通常の合理的選択論では考察の「外」に置かれた「行為者間の社会的関係」および「関連した他者」の2つの概念を導入しているからである。コールマンの社会規範論は、ゲーム理論的社会規範論の限界を超えるものを提示しているように思われる。この限界とは「社会規範をゲームの内部における規則的行為（ナッシュ均衡）として定義する」⁽⁴⁾というその仕方にある。コールマンの理論が「超える」のはこの「仕方」である。コールマンは2者関係ではなく、行為者と関連した「他者」という概念を導入することにより、ゲームの「外部」、つまり行為者と「他者」からなる「3者関係」と「社会的関係」の概念を社会規範論に導入した。本稿はコールマン社会規範論がこの2概念を合理的選択論の枠組みの中で社会規範論に導入したことにより、社会規範を「社会的関係からシステム属性として創発する義務と期待のシステム」と定義できたことを明らかにする。本稿のコールマン社会規範論の研究の第2の目的は（明示化されていないが）、アダム・スミス社会規範論への関係である。本論はアダム・スミス社会規範論研究の一部として書かれている。スミス社会規範論は「同感—公平な観察者—規則に従う行為」を核とするが、スミスもまた行為の行われる状況を「直接的な相互行為者」と「観察者」からなる特殊な「社会的関係」を想定し、この状況における「行為の規則」を「道徳性の一般諸規則」としたのである。両者の類似は明白であるが、コールマン自身がこの関係を認めている。

「アダム・スミスの同感概念は……諸個人の行為の多くは、他者の視点から提示された行為への予めの評価によって形成されるという考えを表現している」(Coleman 1990a, 385.『下』104頁)

この「アダム・スミスの同感概念」はコールマンにより「関連した他者」として定式化され、コールマン社会規範論展開の重要な概念となることが示されよう⁽⁵⁾。

⁽⁴⁾ ゲーム理論による社会規範論では、規範は反復的ナッシュ均衡として定義される。Cf. Voss (2001, 108).

⁽⁵⁾ 田島(2008)がこの可能性を示した。Cf. Sen (1987, 87. 138-39頁)。道徳感情が義務論的規範論には必須であることをFershtman and Weiss (1998)が主張している。ハルサニは社会的状況における合理的行為をゲーム理論と倫理学に分け、後者を「道徳的見地 (moral point of view)」から社会全体の利益になるように行為者は行為するものとした。その場合、「道徳的見地」とは、スミスの「同感的である公平な観察者」の見地であり、これは「外部者 (outsider)」の見地である。Harsanyi (1977, 48-49)を参照。Sugden (2002)は現代の合理的選択論における同感と共感との区別をスミスの理解にもちこんではならない、と警告する(Sugden 2002, 70)が、これはBinmore (2000)が同感を「利他的な個人的性向」(Binmore 2000, 56)として捉えていることへの批判である。Sally (2001)はゲーム理論に同感概念を導入した。スミスの「公平な観察者」と社会規範については、Konow (2012)が道徳的な意思決定における観察者の役割について、行動経済学の「観察者」とスミスの「公平な観察者」とを比較し、両者が多くの共通点を持つことを明らかにした。

II. コールマンの社会規範論

コールマン理論の際だった特徴は規範を効率性基準のみでは把握せず、同時に行為に意味を与える(正しい、誤った、適切な、不適切な等)規則として理解するという点にある。社会規範論には経済学による社会規範の制約論的理解と社会学の認知論的理解があり、通常両者は相容れないものであるが、コールマンが目指すのは両者の合理的選択論による「統合」である⁶⁾。

2-1 コールマンの問題提起—社会規範論の合理的選択論の枠組みの中で把握

2-1-1 社会規範とホモ・ソシオロジクス(homo sociologicus)

コールマンの問題提起は社会学のホモ・ソシオロジクス論⁷⁾、つまり最初に社会規範を含んだ社会システムがあり、個人はこの規範を内面化し、行動するという想定に向けられている。合理的選択理論家であるコールマンはこの社会規範のシステムに同調ないしそれを内面化する人間という想定は説明すべきもの=規範を予め前提し、規範の生成の論理を説明していないと主張する。「パーソンズを代表とする別の社会理論学派にとっては、規範という概念が行為理論の基盤となっており、合理的選択論における効用最大化に匹敵する役割を担っている……合理的選択論が、個人の利害関心を所与と見なして社会システムの働きを説明しようとするのに対して、規範理論は社会規範を所与と見なして個人行動を説明しようとする」(ibid. 241-42. 372頁)。

コールマンが合理的選択論の立場を取っていることは、行為は「利益を実現するというただ一つの目的によって全てが行われる」(ibid. 32. 61頁)と断じていることから明らかであろう(ただし、コールマンは社会的最適性を合理性基準として用いている。この点後述)。しかし、コールマンにとっては個人効用最大化論は不満足なものである。なぜならば、社会規範の特別な存在理由を明らかにできないからである。「効用の最大化という原理を武器としてもつ合理的選択理論家の中には、規範という概念を全く不要なもののみならず者もいる……規範を社会理論の出発点とするのを拒絶することと規範の存在を無視することは、全く別の話である」(ibid. 242. 373-74頁)。社会規範の存在は単なる効用最大化とは異なる存在理由があるはずだ、というのがコールマンの合理的選択論への第1の不満である。

⁶⁾ Coleman (1990b) でも同趣旨のことが述べられている。「規範とは社会構造の属性であって、個人の属性ではない」(1990b, 35)。規範の生成は基本的に「外部性」の問題である。

⁷⁾ 「ホモ・ソシオロジクスとは、社会システムから課せられた役割を分担することを自発的に受け入れ、そのことを通じて他者と協働しながら社会システムの機能的要件の達成に貢献する社会的行為者のことである」(富永1999, 86-87頁)。他に、富永(2000; 2001)を参照。

2-1-2 社会規範への認知論的理解

コールマンの合理的選択論による社会規範論についての第2の不满は、合理的選択論が規範の存在を認めるにしても、その理由が社会規範を効率性にのみ関わるものとして理解するからである⁽⁸⁾。このコールマンの批判は、規範は単に効率性にのみ関わるのではなく、行為の正しさ、適切さを所与の社会的文脈で定義するものだという規範の認知論的理解⁽⁹⁾（社会学において伝統的な理解）からなされる。社会規範は「どのような行為が人々の集合にとって適切で正しく、あるいは不適切であり正しくないと見なされるのかを決定する」（ibid. 242. 374頁）のであり、単に効率性や最適性実現以上の意義があると批判する。

2-1-3 コールマンの立場 社会規範＝創発属性論

コールマンは規範を所与として前提し、個人行動を説明する社会学のホモ・ソシオロジクスを批判し、同時に、社会規範は個人＝ホモ・エコノミクスの行為選択の結果、効率性を高めるものとして生成するという合理的選択論の説明をも受け入れない。これに代わり、コールマンが提出するのは、社会規範はマクロ水準の事象であるが、ミクロ（行為主体）の合理的選択に基礎を持つ、システムの「創発現象」であり、行為主体の意図には還元できないとする考えである。社会システムは個人の行為によるものであるが、意図されたものではないとする理解はハイエクの自発的秩序（spontaneous order）論に基づくものである⁽¹⁰⁾。

2-2 理論概説—ミクロ水準とマクロ水準—

合理的選択論は理論の出発点として個人を想定する。コールマンもこのミクロ水準の行為者から始め、次に行為者の相互作用の結果生じるシステムを説明し、規範をこのマクロ水準のシステムの創発属性と捉え、再び、ミクロレベルでの行為者への規範の影響、マクロ水準から行為者というミクロ水準に下降する、という論理を取る。

2-2-1 合目的行為と行為の目的—自己利益最大化

コールマン社会規範論の端緒は個人の「合目的行為（purposive action）（ibid. 13. 36頁）であり、「行為者は利益の実現を最大化するように行為するというただ一つの原則を持っている」（ibid.

⁽⁸⁾ コールマンも社会的最適性に言及するが、これはある行為者の利益を犠牲にし、社会的最適性を実現することができると主張を含んでいる。この意味でコールマン社会規範論は規則功利主義とは区別される。

⁽⁹⁾ 制度にも制約論的理解と認知論的理解があり、規範も制度の一つなので、この区別を継承している。Cf. Nelson & Sampat (2001). 経済社会学 (economic sociology) は、認知論的立場をとる。Cf. Martinelli and Smelser (1990), Smelser and Swedberg (1994), Granovetter and Swedberg (2000).

⁽¹⁰⁾ 自発的秩序 (spontaneous order) については、Cf. Sugden (1989).

37. 68頁). また行為者は自己の利益を実現する「もの (thing)」(ibid. 28. 55頁) に利害関心をもつ. 人が自分の利益を実現する「もの」に利害関心をもつ, という主張は至極当然であるが, コールマンは, この利害関心から行為選択が行われるとは言わない. コールマンにとって, 行為とは「行為を行う権利を執行すること」である. 消費とは消費する権利の執行である. 所有する権利, 消費する権利等は「行為を制御する (control) 権利」と総称される (ibid. 33. 63頁). 従って, 「もの」とは物質的な財ではなく, 「行為者が制御 (control) し, 何らかの利害関心 (interest) があるもの」(ibid. 28. 55頁) と定義される. この「利害関心の対象であり, 行為者が行為を行う権利を有するもの」が「もの」である. コールマンはこの利害関心の対象である「もの」を行為の制御権が分割可能か否かにより資源 (resources) とイベント (event) に分ける (ただし, 原著はこの区別が曖昧になっている箇所がある).

2-2-2 資源とイベント (event) — 「もの」の2つの形態—

制御権の概念を導入することは, 利害関心の対象である「もの」の制御権が「複数の行為者に配分」されている場合があることを許容する. 「もの」の中で, 制御権が分割できるものは「資源 (resource)」, その制御権が分割できず, 複数者により共有されているものは「イベント (event)」と呼ばれる. 資源とイベントとの関連で目的的行為は「行為者が自分にとって最も利益があるものへの制御を獲得するという行為」(ibid. 32. 61頁) となる (資源には経済的な財の他, 政治資源 (影響力など) 等も含まれる (ibid. 38. 70頁)). 自己の所有する「もの」または完全な行為の制御権を保有する「もの」を消費することにより, 人は効用を得る.

2-2-3 行為者の相互関係—制御権の譲渡

しかし, 自己の所有する「もの」だけで自己利益が最大化できない場合⁴⁰⁾, 行為者は取引や交換, つまり, 「資源の制御ないし資源を制御する権利の譲渡」(ibid. 34. 65頁) により利益を最大化しようとする. こうして行為者は相互依存の関係にはいる. 行為者は「資源の制御と資源への利害関心」(ibid. 37. 68頁) によってのみ, 間接的に相互に関係しているからである. 後の社会規範論との関係で問題となるのは「行動の相互依存 (behavioral interdependence)」(ibid. 30. 59頁), つまり「各行為者の行為は先行する他者の行為に条件付けられている」(id. 同上) という意味での相互依存関係である. コールマンは「他の行為者が完全またはもしくは部分的に制御しているイベントに対して行為者が利害関心を持つということから, 社会的相互依存とシステムの働きが

⁴⁰⁾ 行為の制御権の譲渡の一例は, マルクスの「労働力の資本家への売却」である. 「従業員は, 雇い主に自己の行為の制御権を与え, 報酬として賃金を受け取る」(Coleman 1990a, 438. 『下』183頁).

生じる」(ibid. 300. 471頁)とし、行為の制御権の部分的または全面的(または一方的)¹²⁾譲渡がこの関係を生むとしている。例えば、この相互依存の関係は「2者間の合意, 契約」「市場交換を市場競争構造へと拡張する制度的ルール」「組織構造」等を含むが(以上, ibid. 20. 46-47頁)、後節の主題である社会規範に関しては「行為に外部性がある場合」と「サンクションによって執行される規範を通して、行為者の行為に対して社会的コントロールを行使する団体の権利が設定される場合」の2つの相互依存関係が存在する。

2-2-4 行為のシステムから社会システムへ社会的関係の形成

コールマン理論では、行為者と資源・イベントの関係が行為システムの「要素」であり、上述の行為の相互依存関係が始めて「行為のシステム」(ibid. 29. 57頁)と呼ばれる。「行為の社会システムの最小要素は、相手にとって利益のある資源を制御している二人の行為者」(id. 同上)であり、「相手の制御下にある資源に対する利害関心こそが、目的的行為者としての2者を互いに関わらせるように仕向ける」(id. 同上)のである。上述の行為者が自分の利益を達成するために行う、様々な種類の交換と行為の制御権の譲渡の結果として生じる、行為者の相互依存関係が「関係を継続しようとする誘因が関係に内在的」(ibid. 43. 76頁)となるとき、「社会的諸関係(social relationships)」(id. 同上)が形成される。これがマクロ水準での「システム」となる。これらの社会的諸関係には「信頼関係、規範を設定するコンセンサスによる権利の配分」(ibid. 300. 421頁)が含まれ、社会規範は「社会的諸関係」の一つとされる。

2-2-5 システム水準(マクロ)から行為

形成された社会的諸関係は、その中にある個人にとってそれ自体「資源」である。「個人が自分の個人資源を最大限利用しようとするときに生じてくる上記の社会的諸関係は、社会構造の構成要素として見なすだけでは十分ではなく、個人にとっての資源と見なす必要がある……これまでの章で考察されてきた支配関係、信頼関係、規範は社会関係資本の諸形態である」(ibid. 300. 471-72頁)。コールマンはここで「社会関係資本」概念を用いているが¹³⁾、重要なのは、「社会関係資本は人々の関係構造に内在」(ibid. 302. 475頁)し、「行為者が自己の利益を達成するために利用することができる社会構造の資源としての価値」(ibid. 305. 479頁)をもつとの指摘である。行為者が自分の資源に対して利害関心を持つように、「社会的諸関係」も行為者にとっては資源、イベントであり、従って、社会的関係という資源に対する制御権を持つことに利害関心が生じる。社会規範とはこの「資源」である。つまり、「実効性のある規範は、有力な形態の社会関係資本である」

¹²⁾ 「一方的な」行為の制御権の譲渡とは、支配関係を意味する。Coleman (1990a, 67. 34頁)。

¹³⁾ コールマンの社会関係資本論については、Cf. Coleman (1987)。

(ibid. 311. 487頁).

2-3 社会規範とは何か.

2-3-1 規範

コールマンは「規範」を説明するために行為の制御権の概念を用い、社会規範の成立を次のような社会的状態の存在として定義する⁰⁴.

「ある特定の行為に関して規範が存在するのは、社会的に定められる、その行為の制御権を当の行為者が保有するのではなく、他の人々が保有しているときである、と定めよう……この事態は、その行為の制御権を他の人が保有することについて、社会システム（ないしは下位のシステム）の中で同意（consensus）ができていることを意味する。」(ibid. 243. 374頁)

行為の制御権が当の行為者ではなくて、「他の人々が保有」できるのは制御権の配分が、以下に述べるように「間主観的な合意」に基づくものであるからとされる。従って、行為者が常に行為の制御権をもつわけではないことがコールマン社会規範論の理論的前提である。「行為者自身が自分の行為を制御する社会的に定められた権利を持たず、他の人々がその権利を保有している状態が規範が存在する」(ibid. 266. 414頁) 状態である。

2-3-2 権利

コールマン理論において「権利」とはどのようなものであるかをここで述べておくことは意味があろう。コールマンは「権利」を「社会的」に定義する。つまり、権利とは間主観的な合意 (inter-subjective consensus) (ibid. 50. 86頁) であり、個人は行為の制御権を持つが、この権利は「間主観的な合意」であるので、権利の制御権は「常に集団的に保有される」(ibid. 54. 92頁)。権利の配分 (allocation of rights) が重要であるのは、自己利益を実現しようとする行為者の行為への誘因を、また、他者利害への影響を生み出すからである。

2-3-3 特徴 社会規範は社会システムの「属性」である。

コールマン理論では、規範は個人に内在するものではなく、社会システムの「属性」である（「規範は社会システムの特性であって、その中の行為者の特性ではない」(ibid. 241. 372頁)）。規

⁰⁴ コールマン挙げる社会規範の種類は、① 慣習的規範 (conventional norm)、つまり、規範の指示する内容が慣習によってもたらされる場合 (Coleman 1990a, 248. 383頁)、② 本質的規範 (essential norm)、つまり、規範の指示する内容が、「慣習以上のもの」(ibid. 249. 384頁) の2区分である。これは慣習と規範の区別に対応している。

規範とは諸個人の「相互行為から生じるシステムの創発属性 (emergent property)」(ibid. 28. 54頁)である。マイクロ水準での目的的行為に基づく、諸個人の行為の制御権の譲渡による自己利益の追求の結果、意図せざる結果として、規範は社会システム水準において「ある条件」(ibid. 244. 377頁)において構成されたものである。「[規範の発生の]過程は間違いなく個人の行為から生じている一方で、規範それ自体はシステム水準のものとして、人にさらなる行為(規範を支持する人々が行使するサンクション、及び規範に同調する行為)を引き起こす」(id. 同上)。コールマンの規範論が合理的選択論の理論的枠組みの中にあることを最も明瞭に示しているのが、社会規範の「目的」を「社会的最適」の実現、個人の社会規範への同調を「様々な制約下での個人効用最大化」(「社会規範に同調するかしないかは、様々な制約下において効用最大化の原理が適用された結果に過ぎない」(ibid. 286. 449頁))とする点である。ただし、これには以下の重大なただし書きがつく。

「規範とはある行為者以外の人々の利益となるように制御するための装置である。」(ibid. 294. 460頁)

この規範とは、「行為者以外の人々の利益となる」ための制御装置であるとの意味は、後述「非接合的規範」で明らかにされよう。

2-3-4 社会規範の属性：社会的最適性の実現（マクロ水準）

コールマンは社会的均衡を「両行為者にとって、期待される利益の実現を高めることのできる交換が一切存在しない状態」(ibid. 39. 70頁)とするが、これはパレート効率性の定義と同じである。更にこの均衡は「制御と利害関心の初期分布が所与のものであれば、最終結果より大きな満足が得られるような方法は存在しない」(ibid. 39. 71頁)という意味で「最適」である。社会規範はこの社会的最適性を実現するが、常にというわけではない。コールマンは社会的均衡と社会的最適性の関係を行為の外部性 (externalities of actions) の有無に応じて以下のように分類している (ibid. 40-41. 74頁)。行為に外部性がない場合は、行為の制御権の交換により社会的最適性の実現可能であるが、他方、外部性がある場合には交換では社会的最適性の実現できず、規範の生成に進む。社会規範はこの行為に外部性がある状況を前提として生成する。

2-4 社会規範の制約論的理解と認知論的理解と個人行為—マクロからマイクロへ—

合理的選択理論家であるコールマンにとって規範は効率性を要請する。「[規範は]人々が携わる諸行為を集合的に制限(ないし推奨)することが、合理的な個人にとって利益であるという事

実を反映している」(ibid. 325.『下』15頁)。しかし、コールマン規範論が通常の合理的選択論の社会規範論を超えるのは、コールマンが、社会規範は「どんな行為が人々の集合にとって適切で正しく、あるいは不適切であり正しくないと見なされるのかを決定する」と述べる点である。規範を行為の正しさ、適切さを定義するものとして見なす考えは「規範の認知論的理解」と呼ばれ、社会学に固有のものである。次節でコールマン理論がどのような意味で、規範の制約論理解と認知論的理解を両立させるのかの理由を説明するが、主要な概念は行為の外部性と「関連した他者」である。

Ⅲ. 社会規範が発生するための2つの条件—行為の外部性とサンクション—

社会規範の発生及び執行について、コールマンは「規範に対する人々の利害関心」(Coleman 1990a, 259. 401頁)から出発する。マクロレベルの事象を、その「機能」で説明する方法論を機能主義とすれば、コールマンは、社会規範をその「機能」から説明するのではなく、規範への需要(行為者というミクロレベルでの規範への利害関心)と規範が実際に出現するための条件の2つから説明する。第1の条件は、効果的な規範に対する需要が生じるための条件であり、ここで「効果的な」とは「規範を強制することができるだけの潜在力が存在する」(ibid. 266. 414頁)ことを意味する。この条件は簡単に言えば行為に外部性があることである。第2の条件は、規範の違反者へのサンクションが存在することである⁹⁵。以上2つの効果的な規範が発生するための条件は「行為の制御権を当の行為者以外の人々が保有することについてのコンセンサスが成り立つための条件、及びそのコンセンサスが執行できるための条件を問うこと」(ibid. 243. 374頁)に帰着する。

3-1 社会規範の第1の要件—行為の外部性—

3-1-1 行為の外部性

社会規範発生の第1の条件は「行為の外部性 (externalities of actions)」(ibid. 249. 384頁)、つまり「行為者とその外部性に晒される他者たちとの間に社会的関係が存在すること」である。「利益の内部的対立」(ibid. 41. 74頁)が自己利益を追求する諸個人間に存在する場合、行為には外部性がある。コールマンは社会的行為の種類を行為に外部性のない場合と外部性のある場合に大別した(Cf. ibid. 35. 66頁)。行為に外部性がない場合には、資源・イベントの「制御権の譲渡」(ibid.

⁹⁵ 社会規範論にサンクションが必要であるとする立場は、ゲーム理論的社会規範論では主流ではない。サンクションの必要性を示唆する「規範」概念を捨て、サンクションの必要のない、調整均衡を「慣習」とする。この流れの極は進化ゲームの「ESS=慣習」論である。Cf. Weibull (2002), Skyrms (1996; 2004)。社会的選好の進化については、Fershtman & Weiss (1998)を参照。

34. 65頁)は例えば、市場交換(相互譲渡)、支配関係(一方的譲渡)、「有形無形の資源の一方的譲渡を伴う」信頼関係等となる。行為に外部性がある場合、これは「規範への生成へと進む行為」(ibid. 37. 67頁)となる。更にコールマンは行為に外部性のある場合を細分し、第1は、行為に外部性がある場合でも、取引費用が存在しない、または、無視できるほど小さな場合であり、「交換」により外部性が解消できる場合である。第2は、外部効果が大きな場合でも、社会的関係が単純な「2者関係」の場合には、行為の制御権の譲渡により問題を解決できる。この論理は囚人のジレンマ問題の解決に見て取ることができる(Cf. ibid. 253. 391-92頁)。コールマンは、2者間で行為の制御権が交換可能である場合、囚人のジレンマは「交換」により解決できるとする(ibid. 253. 391頁)。2人囚人のジレンマでは、「自分の行為の制御権を与える代わりに相手の行為の制御権を貰う、という交換をどちらかでも提案できるからである」(id. 同上。また、ibid. 253. 91-92頁を参照)。

コールマンが目にするのは、第3の、行為の外部性が無視し得ぬ程度の大きさで存在し、外部性が市場交換で解消できず、従って、「ある行為が強い外部性を持っているが、その行為の制御権を巡る市場が存在しない、或いは違法であるという」(ibid. 250. 387頁)場合である。外部性が行為の制御権の交換により解決できない場合、規範の関心または需要が生じる。「規範への関心、つまり規範の需要が生じるための条件は、ある行為が一連の他者たちに対して同様な外部性を持つが、その行為の制御権を巡る市場が簡単には成立せず、一人の行為者が交換で利益を上げて制御権を獲得することもできない」(ibid. 250-51. 387頁)状況であり、「外部性に晒されている人々が単純な取引を通してその行為の制御権を手に入れるというやり方では克服できないような外部性の存在こそが、規範の発生の根底にある」(ibid. 255. 388頁)。規範の需要は行為の制御権の交換によっては解決できない行為の外部性に晒されている人に生じる。

3-1-2 3者関係論

コールマンは規範への需要が生まれる条件として、行為の外部性が行為の制御権の交換によって解決できない場合を挙げたが、更に興味深い点を指摘する。外部性が意味するのは、直接的に相互行為する主体の「外」、つまり、第三者への直接的影響であるので、社会規範の需要は、行為者が3者以上、「2者間の交換を超えた何か」(ibid. 266. 424頁)を必要とする。「規範への関心が生じるのは、2者による交換では社会的最適を引き起こすことができない場合である」(ibid. 395頁)。この3者関係が、通常の合理的選択論を超えたものであることは明らかであろう。この「3者」は、行為主体が単純に2人から3人に増えた、または2人からN人になることを意味しない。

たとえ, N人の行為者が存在していても, 彼らの相互関係は「2者関係」である⁶⁶. 「3者関係」とは, 「直接的に相互行為する2者」と, 彼らとは直接的に相互行為しないにもかかわらず, その相互行為の影響を受ける「第三者」= 「関連した他者 (relevant others) (ibid. 58. 58頁)」= 「権利を執行するために集散的に権力をもつ者」(id. 同上) を意味する. 3者関係は単に, 行為者が2人から3人になるという「数」の大きさの変化を意味するだけではない. 2者関係とは「異なった」問題性を生むから重要なのである (この点は次節で詳述する).

以上のように, 行為の外部性が行為の制御権の交換では解消されない場合, 社会規範の需要がうみだされる. この時, 社会規範は負の外部性をサンクション=制裁により減少させ, 正の外部性をサンクション=認可により増大させる. 従って, 社会規範成立の第2の条件は, 社会規範の「効果」に関わるサンクション問題である.

3-2 社会規範成立の第2の要件—サンクションと規範の執行—

社会規範成立の第2の条件は「規範がサンクションに支えられて現実に存在するための条件」(ibid. 266. 423頁) である. 規範の維持にはサンクションが必要であることはコールマン社会規範論の一つの重要な要件であり, ゲーム理論的社会規範とは異なった点である⁶⁷. 「規範は通常サンクションの行使によって執行される. サンクションとは正しいと見なされる行為を実行することに対して報酬を与えること, 或いは正しくないと見なされる行為を実行することに対して罰を与えることである」(ibid. 242. 374頁). サンクション問題には「二次フリーライダー問題」が存在する. コールマンはいかにしてこれを解決するのであろうか.

3-2-1 サンクションの必要性和二次フリーライダー問題の克服

社会規範維持にはサンクションが必要であるとの主張は周知の「二次フリーライダー問題」を提起する. つまり, 規範に従わなかった行為者にサンクションを与えるべき人がサンクションを

⁶⁶ プレーヤーの数が3人以上の囚人のジレンマを「社会的囚人のジレンマ」と呼び, Taylor ([1987] 2001) が指摘するように, 協力する人と非協力の人の割合によりどの程度公共財が提供されるかの問題を生むが (ibid. 87. 113頁), プレーヤーの関係は「2者関係」である. 「N人囚人のジレンマ」で協力がいかに形成されるかについての研究はOlson ([1965] 2003) に始まり, Olsonは, この問題を慣習による契約があれば解決できるとし, Taylorがプレーヤーの間に「共通の信念」が存在すれば可能であるとした. 他方, Margolis (1982) が利己的および利他的選好の2つの選好をもつプレーヤーの存在を仮定した理論を発表したが, 現在の行動経済学における社会的選好論につながるものであった. 恐らく, 初期の解決法—慣習または共通の信念によるジレンマの解決—を大きく変化したのは, Axelrod (1984) が, 囚人のジレンマ状況における自発的可能性を「条件付き協力」またはTit-for-Tat戦略がESSであることに求めたことにある. つまり, ゲームの「内部」解である. 囚人のジレンマの解消の「正しい」方向は, Taylorの述べる「外部解」であった.

⁶⁷ 社会規範論にはサンクション概念は必要なしとする研究者は多い. この場合, 規範と慣習とは区別されず, 行為の規則性または規則的行為の成立する状況が同時に慣習の成立する状況である. 慣習と規範との区別は「有益ではない」とする立場の代表はYoung (1998) である.

与えなかった場合、この人にサンクションを与えるべき人がサンクションを与えず……と続く無限溯源の問題である。「効果的な規範が出現するための第2の条件とは、規範を支持する合理的な者たちが、二次フリーライダー問題⁸⁸を克服することである。換言すれば、その条件は次のいずれかを満たすことである。規範の受益者たち（合理的に行為する）がターゲット行為者にサンクションを科す費用を適切に分担できること。もしくは、受益者たちの集合の中に一人以上の受益者がターゲット行為者に対して効果的なサンクションを下すのに十分な二次的サンクションを生み出し得ること」(ibid. 273. 425-26頁)である。

この「二次フリーライダー問題」の克服はゲーム理論的社会規範論、特に、規範の維持にはサンクションが必要であるとする囚人のジレンマゲームでの「様々な解決法」⁸⁹を生み出し、行動経済学では「サンクションを与える社会的選好」が考察されてきたが、コールマンの解決策はこれらとは異なる。コールマンは二次フリーライダー問題下でもサンクションの執行が可能であると主張する。コールマンは寄付行為の例を引いている。

「万が一、誰かが寄付をしない素振りを見せたとき、規範を執行できるようにするためには効果的なサンクションが下されねばならない……効果的なサンクションを下すためには、第三者の行為から影響を受ける二人の行為者の間で、ある社会的関係 (social relationship) が存在することが必要である。」(ibid. 269. 419頁。強調は引用者。以下同じ)

つまり、「行為者間に社会的関係が存在すること」がその解決である。上記の「3者関係」論に続き、コールマンが合理的選択論の枠を超えているのはこの「行為者間に存在する社会的関係」の存在の認識である。ゲーム理論的社会規範論では、プレイヤーはゲームの「前」は「無関係」である。コールマンは社会学者として、敢えて「行為者間に存在する社会的関係」を想定する。

「社会的諸関係の中に含まれる利害関心と制御とが、一方もしくは双方の行為者に潜在力を与えることがある。その潜在力を生み出すのは……義務と期待 (obligations and expectations) である。社会的諸関係は対称的であれ非対称的であれ、義務と期待で構成されており、またそれぞれの行為者は相手に関心を寄せる幾つかのイベントを引き続き制御しているのであるから、社会的諸関係の中にサンクションを行使するために使用できる潜在力が本来的に存在している。」(ibid. 270. 420-21頁)

⁸⁸ この「二次フリーライダー問題」の克服の研究にはかなりの努力が費やされてきた。問題の焦点は「サンクションを執行するのに費用がかかる」ことにあるが、費用のかからないサンクション、つまり、道徳感情をこの解決手段とするのは、Frank (1998, 43-70) である。

⁸⁹ この解決法については、Osborne and Rubinstein (1994, 133-162) を参照。

3-2-2 サンクションを与える権利

外部性に晒される他者が、外部性を伴う行為を行った行為者に対し、サンクションを与える「権利」を持つために満たすべき条件とは、① 行為者が属する社会集団が「閉鎖」されており、従って、直接的相互行為者+「関連した他者」が同一の社会的関係に属している。このため、「関連した他者」に外部効果が及ぶ。② ある種の行為については、社会的関係の中で行為の制御権が複数の人間により共有されており、従って、彼らは、外部性を伴う行為に対して何らかのサンクションの「権利」を持ち、③ この権利を有することが、集団内部で「間主観的に合意」されている。以上が満たされる場合である。

3-3 閉鎖的社会的関係—義務と期待のシステム—

コールマン社会規範論の「3者関係」論および「行為者間の社会的関係」論は、実は同じ論理に基づく。コールマンはこれを「ネットワークの閉鎖性」または「閉鎖的社会的関係」と呼ぶ。「ネットワークの閉鎖性」とは「ある行為者の行為の外部性に晒される者同士の間には社会的関係が存在すること」(ibid. 278. 433-34頁)を意味し、この「ネットワークの閉鎖性が規範とサンクションのシステムを作り出し、フリーライドを克服できる」(ibid. 277. 432頁)。この「閉鎖的社会的関係」が、行為者とその行為の外部性に晒される者という「3者関係」の基礎である。この「閉鎖的社会的諸関係」の存在は第1に、サンクションを通して社会的最適性を実現する。

「ある行為が起らないことが社会的に最適であるとき、その行為が制約され、社会的最適が達成されるためには、外部性に晒される人々の間に社会的諸関係が存在することが不可欠である。」(ibid. 262. 405頁)

以上のように、コールマンによれば社会規範は「閉鎖的社会的関係」において成立、執行されるが、同時にこの閉鎖的社会的関係は、社会規範の成立した状態では「義務と期待 (obligations and expectations) のシステムの成立を意味する⁹⁰⁾。このシステムが「どんな行為が人々の集合にとって適切で正しく、あるいは不適切であり正しくないと見なされるのかを決定する」(前出)のであり、社会規範を可能とする社会的諸関係は、社会的最適性を達成し(社会規範の制約論的理

⁹⁰⁾ 厳密に言えば、「義務と期待」という行為のシステムは「単純な2者関係」においても成立する。単純な社会的諸関係とは、関係を継続しようとする誘因(「各人の義務と期待」を生む)が関係に内在的であるという意味で自立的である。関係を維持しようとする誘因は関係そのものによって生み出される。社会的な紐帯、友人関係、支配関係はこの単純な社会的関係である。これに対して、複雑な社会的諸関係とは、関係の継続が第三者に依存している関係である。関係を継続しようという誘因は関係に内在的でなく、外部から与えられる。この関係は2者関係のかわりに3者以上の複雑な誘因構造を基礎としている。Cf. Coleman (1990a, 43-44. 76-77頁)。

解), 同時にそれは「義務と期待のシステム」であることにより, 行為の正しさ, 適切さを定義する(社会規範の認知論的理解). こうしてコールマンの社会規範論は外部性, 関連した他者から「閉鎖的社会的諸関係=義務と期待のシステム」を導きだし, 社会規範の制約論的理解と認知論的理解とを統合したのである⁹¹⁾.

しかし, ここで注意すべきことは, 社会的関係はそのままでは「義務と期待のシステム」ではないことである. この「義務と期待のシステム」はあくまでも, 行為の制御権の譲渡が不可能な場合(行為に外部性があり, 2者の交換では解決できない状況)において生成し, 規範に従うこと, これは同時に義務と期待に沿うことであるが, 資源の最適配分または資源の制御権の最適配分の達成という効率性を実現するものと位置づけられている. つまり, 広い意味での合理的選択論の枠内にある.

IV. 接合的規範と非接合的規範

前節まで, コールマン社会規範論の大枠を説明してきたが, コールマン社会規範論の本質は実はこちら以降の展開にある. これまでの議論では, 行為の外部性が直接及ぶ他者と行為者の3者関係を中心にしてきたが, 本節では, 規範の執行者が, 規範違反者とは別の集団⁹²⁾に属する, つまり, 規範の執行者が行為者の「外部」にいる場合を考える.

4-1 「関連した他者」論

コールマン社会規範論では, 直接的に相互行為する行為者(「2者関係」と, 彼らの行為の外部性に晒される「人」が存在する. コールマンはこの「外部性に晒される人」を「関連した他者」と呼んだ. 行為者が行為の制御権の譲渡により自己利益を最大にする場合, つまり, 行為者が相互依存状況にある場合, 行為のシステムとして「2者関係」が成立する(図1). この関係において, もし規範の成立を前提すれば, 規範の違反者は規範の執行者のターゲットとなるので「ターゲット行為者」と呼ばれる(図2).

⁹¹⁾ しかしながら, このような観点, つまり, 役割期待はSchelling ([1960] 2002) が既に述べている. 「社会学において用いられる『役割』という概念には, どのように行動するかについての周囲の人の期待, もしくは, 周囲の人の行動に対して抱く自分の期待が含まれているが, 調整ゲームで考えられているのと同じ『期待の収束』の安定性としても解釈することができる.」(Schelling [1960] 2000, 92. 95頁)

⁹²⁾ 法も慣行もある「サークル」内部でのみ拘束力をもつ. このサークルは「準拠集団 (reference group)」と呼ばれる. 個人の意見, 態度, 判断, 行動などの基準となる枠組みを準拠枠といい, この枠組みを提供する集団が準拠集団である. 準拠集団は規範の逸脱と遵守にサンクションを与える規範的機能を有する. 「準拠集団」に属する行為者を relevant reference agents と言い, 仕事仲間, 隣人, 家族, 競争相手, ゲームのプレイヤー等を意味する.

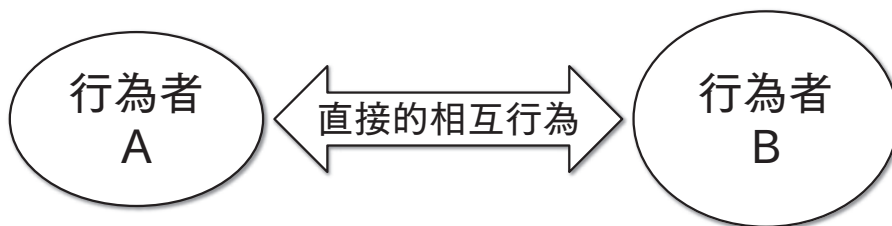


図1 2者関係

図1は通常の2者からなる相互依存関係を示している。AとBは共に相手の行為選択の期待の上に、自己の行為選択を行う。この状況を「行為の直接的依存状況」とする。図2が示すのは、社会規範が成立した状況でサンクションを執行する人（「規範の受益者」）とサンクションの対象となる人（「ターゲット行為者」）の関係を示す。コールマン理論では、この2者関係だけでは規範は成立せず、また、執行されない。

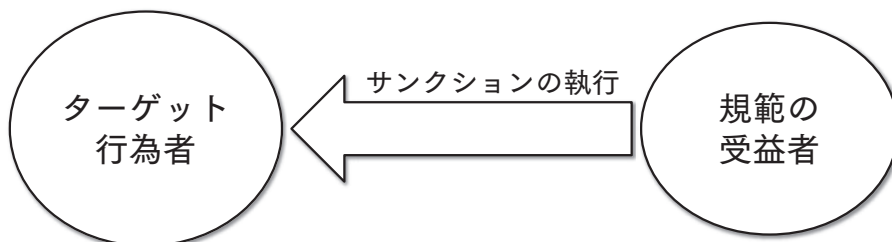


図2 2者関係における規範の執行

代わりに導入されるのが、「3者関係」である（次頁図3）。この図3において、「関連する他者」は直接的に相互行為する行為者の外部性に晒されている。この状況で初めて規範が成立し、かつ維持される。従って、この「3者関係」がコールマン社会規範論の基本である。ここまでは前節までのコールマン理論を要約したに過ぎない。

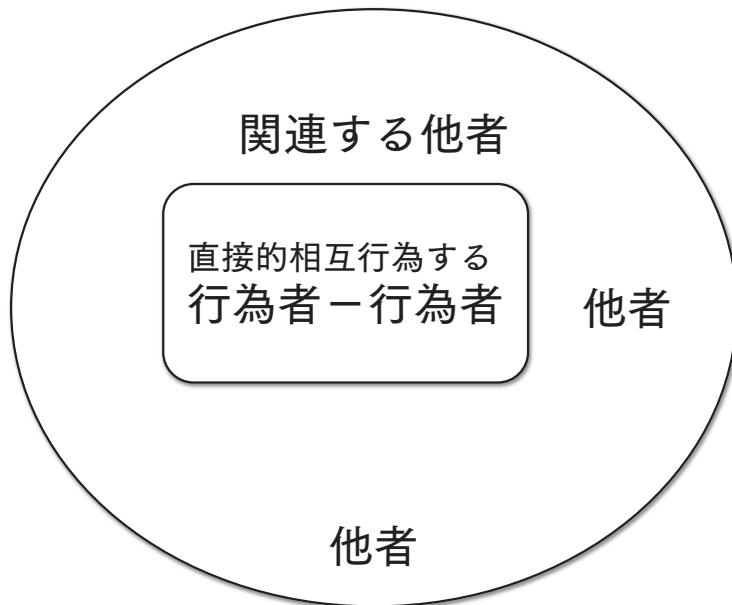


図3 関連する他者

ポイントは関連した他者が行為の外部性に晒されているので、規範違反者にサンクションを与えることができるということである。サンクションはターゲット行為者の行為により不利益を被る人＝規範の受益者ではなく、「関係する他者」が執行する（図4）、つまり、「ある特定の行為に関して規範が存在するのは、社会的に定められるその行為の制御権を当の行為者が保有するのではなく、他の人々が保有しているときである」（前出）。コールマン社会規範論の最大の特徴は、行為の制御権の配分が間主観的な合意に基づくものであるので、必ずしも規範の受益者、或いは規範からの逸脱により直接不利益を被る人ではなくて、規範からの逸脱行為のもつ外部性に晒される「関連した他者」が行為の制御権もっている、とする点である。図2における「2者関係」の場合には、必ずしも規範の存在は必要ない。交換または合意で行為の制御権を譲渡することで問題は解決する。しかし、規範の存在には上記の「3者関係」が必要であることがコールマン社会規範論の本旨である。しかし、これはコールマン社会規範論の「前半」に過ぎない。

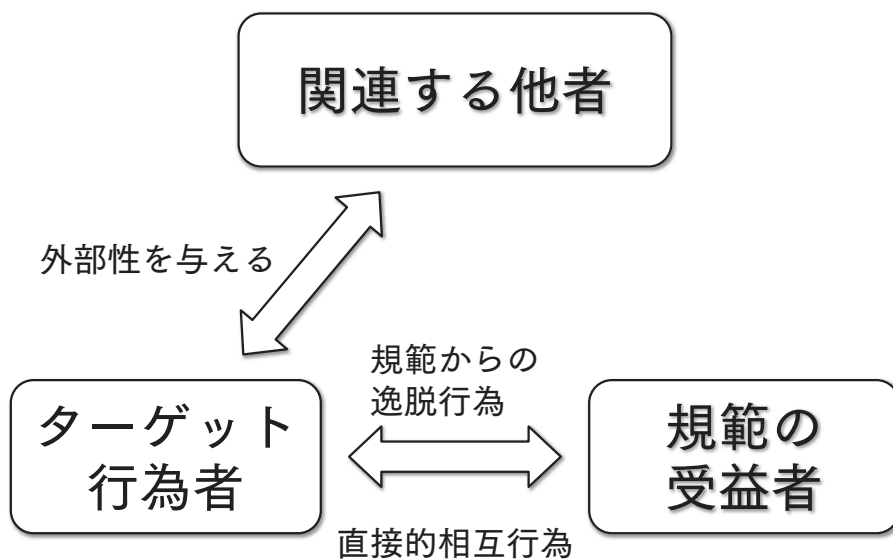


図4 関連する他者が規範を執行する

4-2 非接合的社会規範と社会的諸関係

図3から分かることだが、2人の行為者と「関連した他者」とは行為とその外部性によって一つの社会的関係を作っている。つまり、「同一の集合」に属している。コールマンは社会規範を2つのタイプに分けている。接合的 (conjoint) 規範と非接合的 (disjoint) 規範である (Coleman 1990a, 327.『下』18頁)。接合的規範は、規範を課す人と課される人が同じ集団に属し、集団内部での行為の外部性が生み出す規範を意味している。つまり、ゲームの参加者が規範を課す行為者であると同時に、規範の逸脱に対しては、サンクションを与えることのできる行為者である。他方、別種の規範が存在する。「外部性に晒されている人々と外部性を課している行為者の集合が接合していない」(ibid. 260. 402頁) 場合に「成立する」規範はコールマンにより、「非接合的規範」と呼ばれる (id. 同上)。しかしこの規範はいかにして成立するのか? 「接合的規範」は行為者と外部性に晒される「関連した他者」からなる一つの社会的関係において成立した。しかし、非接合的規範は「行為者と外部性に晒される関連した他者からなる一つの社会的関係」とその外部にある「集団」において成立する。これは単に「ゲーム内部」で規範の生成、執行、維持を説明するゲーム理論的社会規範論の立場を超えている。ゲームの「外」という考えを持ち込んでいるからである。「同質的集団内における接合的規範の場合、規範の成立は、各人に利益をもたらす、社会的に効率的であるか、或いは、各人に損失をもたらす、社会的に非効率であるかの必ずいずれかになる」(id. 同上) が、

「しかし、非接合的規範（disjoint norms）が成立する場合には、受益者にとっては（権利を獲得できるので）状態が良くなるが、同時にターゲットにとっては状態が悪くなる。」（id. 同上）

この規範違反者の利益を損なう形で、サンクションを科すことが、社会的最適性を実現する。しかしながら、なぜ、異なる2つの集団に属する人が、自集団には属さない人をサンクションの対象とするのか？ これを説明する前に、サンクションに関するコールマンの興味深い記述を考察する（図5）。

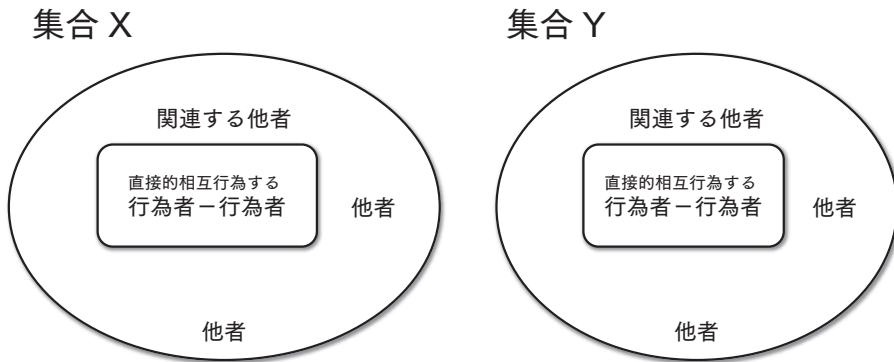


図5 非接合的集合

この場合集合Yは、集合Xの「外」にあり、集合Xにおける外部性効果は及ばない。コールマンは接合的規範におけるサンクション執行に関して興味深い叙述を行っている。それは、① サンクション対象者の「事前認知」と② サンクション執行者の「事前期待」である。つまり、サンクションの行為者は、「サンクションの対象者から潜在的な支持」を受けている。規範の逸脱者も「行った行為が間違っていることを承知しているように思われる」（ibid. 82. 442頁）。これは規範を犯した人が自分はサンクションの対象であることを「予め」、あるいは、自分の行為が規範から逸脱する行為であることを「事前に知っている」ということであるが、「このサンクション対象者の事前認知」は、サンクション執行者の次のような「事前の期待」を前提にしている。つまり、サンクションを行使した人は、「相手（＝サンクションの対象者）がどのような行為が正しいかという規範的な判断を受けいれている。更に行った行為が間違っていることを承知しているように思われる」（ibid. 282-83. 442頁）。サンクションの対象者が自分の「行為は規範から見れば、間違っていると既に承知している」（事前認知）とサンクション執行者の「相手（＝サンクションの対象者）がどのような行為が正しいかという規範的な判断を受けいれている」という事前期待との一致がサンクションを可能にするというのである。このような「事前認知」と「事前期待」が成立

しているという認識は何を意味するのであろうか。これを説明するのが、前節の「閉鎖的社会的関係」である。

4-3 関連した他者と非接合的規範

コールマンは更に次のように述べる。

サンクションの行使者は「あとから同じ意見・感性を持つ人々とその出来事について話をし、彼の行った注意を支持する励ましのコメントを得ることが可能であろう。もしそうならば、そこには第3の行為者（third actor）……が導入されていたことになる。つまり、サンクションの行使者は、この第3の行為者との間に関係を持っており、彼からは是認されることにいくらか関心を持っている。」(ibid. 283. 442頁)

この「第3の行為者」は、以前は「関連した他者」と呼ばれていたものである。関連した他者が行為者と同一の集団に属していたのに対し、この「第3の行為者」は別の集団に属している。にもかかわらず、サンクション執行は、この「第3の行為者」の「是認」を求める。

「サンクションの行使者が、ターゲット行為者からの暗黙の支持に頼っている場合も、第三者に後からは是認されることに頼っていた場合にも、いずれの場合も、何が正しいかと言うことに関しての前提が存在していたということである。」(ibid. 283. 442-43頁)「このようにサンクションを行使しようとする者は、規範の存在によって規範の支持者からは是認されるであろうことを期待する。ただその期待が成り立つためには、サンクションを行使しようとする者と規範を保持する他の人々の間に社会的関係が存在する必要がある。」(id. 443頁)

この文章は、図3における同一集団内における「関連した他者」に言及しているかのように見えるが、そうではない。ここで、「第3の行為者」は行為の外部性に晒されている人ではない。サンクション執行者は「第3の行為者からは是認を受けることに関心」があり、この是認への関心が両者の「関係」をなしているのである。この関係は単純な「外部性」関係ではなく、「是認と否認の関係」という別種の外部性である。社会規範論の真の困難さは、接合的規範の説明ではなく、非接合的規範の説明にある²³。コールマンがなぜ、非接合的規範を考察するのか？ その最大の

²³ 非接合的規範とは辛うじて合理的選択論の枠内にとどまる「規範のあり方」である。センであれば、これを「コミットメント」と呼ぶであろう (Sen 2007, 22-23)。ただし、Peter and Schmid (2007) に収められた諸論考はSen (2007) の「他者の目的を実現する」論に批判的である。

理由は、人が自己の利益に「反した」行為を取ることがあるという事実である。合理的選択論では自己の利益に反した行為を理論化することは非常に困難である。接合的規範の場合、規範は集合Xの「内」で成立する。また、規範の違反者に対するサンクションも、同じ集合Xに属する行為者が執行する。非接合的規範は集合Xに属さない集合Yの人々に、集合Xに属する行為者の行為が、別種の外部性—是認と否認という感情的外部性—を課す場合に発生する。

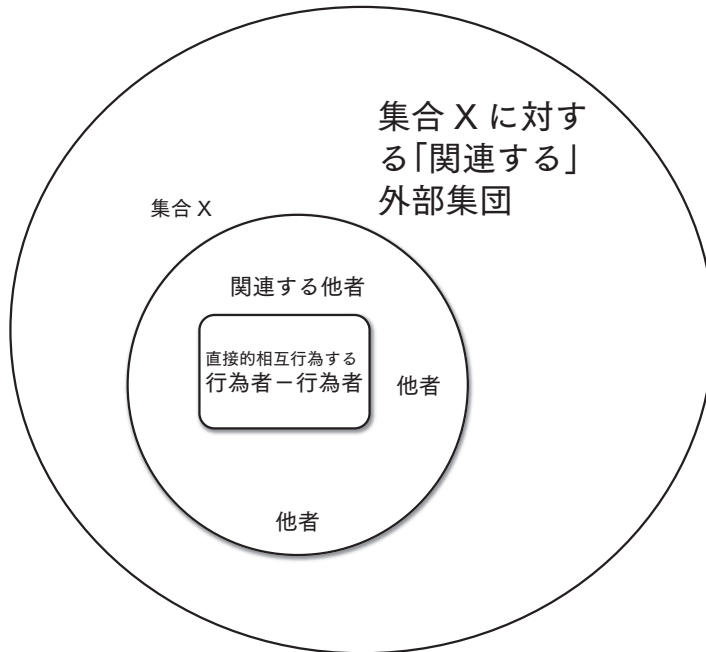


図6 集合Xに対する「関連した外部集団」

相異なる集団がある場合、ある集団内で行為者の相互依存関係（従って、行為の外部性がある）から社会規範を導くというゲーム理論的社会規範論の論理はここでは用いることができない。このような非接合的規範の成立が意味しているのは、社会的関係について、① 直接的な2者の交換関係 ② 外部性に基づく3者関係 ③ 閉鎖的社会的関係またはネットワーク閉鎖性の3種の社会的関係をコールマンは想定しているということである（図6）。

社会的関係が閉鎖的社会的関係またはネットワーク閉鎖性をもつという場合、ある集団に属する行為者の行為が、この集団の「外部」にいる人々（の集団）に是認と否認の感情という外部性を課すという事態が問題となる。第1に、外部性の範囲は、その行為の直接的な対象者ばかりでなく、社会的諸関係の閉鎖性が前提されれば、閉鎖されたネットワーク内の全ての成員に及ぶ。第2に、外部性がある場合は直接的行為者+「関連した他者」に加え、彼らを含む、「ネットワー

クの成員全て」にその範囲が及ぶ。第3に従って、行為者及びネットワークの成員は、閉鎖的社会的諸関係において規範が成立した段階で「社会規範の関係の中にある」⁶⁴。ここに、自己および他者の行為に対する「義務と期待」が生まれる。成立した社会規範の中に生きる人はコールマンにより「規範の合理的保持者 (rational holders of a norm)」(ibid. 273. 425頁) と呼ばれる。

4-4 事前認知と期待はいかにして可能か。 — 「社会的諸関係への埋め込み」理論 —

事前認知と事前期待の成立は社会規範の存在を前提していないことに注意を払うべきであろう。これが可能であるのは行為者も関連した他者、あるいは両者から独立した「第3の行為者」も「予めある社会的関係の中に埋め込まれている」ということである。ある集合(X)に属する個人の行為が、この集団の「外部」にいる人々に外部性を与えるとき、この外部性に晒された人々(集団Y)は、Xに所属するサンクション執行者に「是認または否認」を与える。このサンクションを行うことのできる「権利」を保証するのが、社会的諸関係の閉鎖性から生まれる「義務と期待」のシステムなのである。社会的諸関係の閉鎖ネットワークの「内部」に、サンクションの対象者、サンクション執行者(サンクションの費用負担者)、サンクション執行者を是認または否認する「第3の行為者」が「予め閉鎖的社会的諸関係の中に埋め込まれている」。

この「埋め込み」が、行為に関する「義務と期待」を生む。これを「3者関係」を含むより外延の広い集団に応用するとき、関連した他者とはこの「外部集団に属する人々」となる。ネットワーク閉鎖性により、ある行為の外部性効果は全ての集団成員に及ぶ。

⁶⁴ グラノヴェッターの「埋め込み論」(Granovetter 1985)へのコールマンの言及はColeman (1990a, 302. 474頁)、関係契約、つまり、契約の執行が法的・公的な仕組みによるのではなく、契約当事者のおかれた社会的関係によるという考えはMacaulay ([1963] 1980)を参照。Macneil (1980)が「関係契約」の概念で「経済的取引の社会的諸関係への埋め込み (embeddedness of economic transactions in social relationships)」として言及した。更に、Coughlin and Sharp (1991)、内田 (2005)を参照。

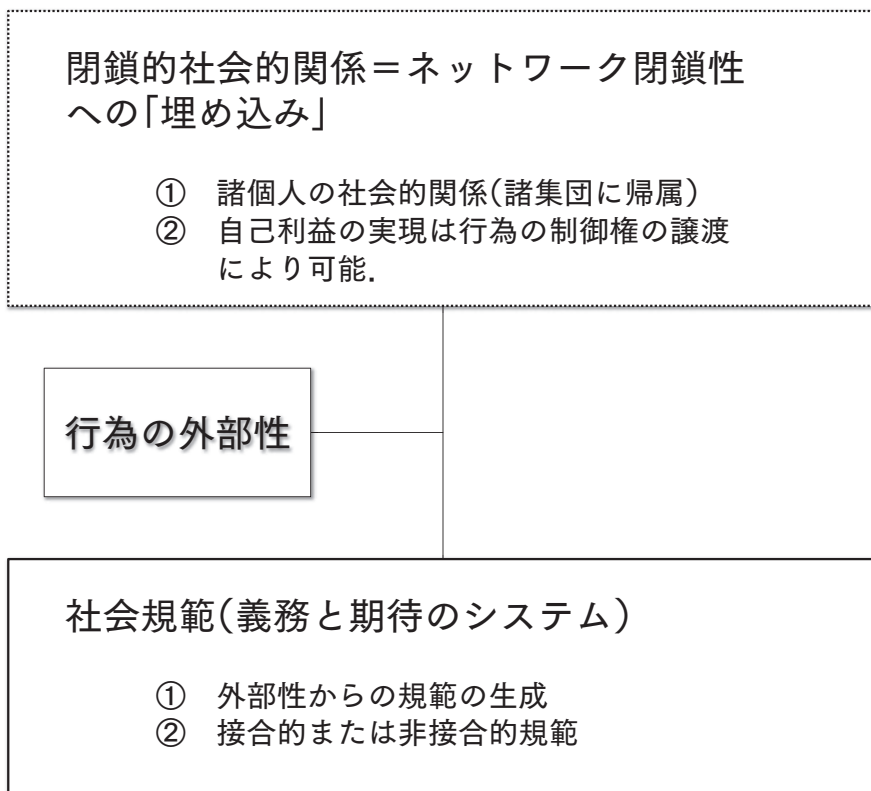


図7 義務と期待のシステムと社会関係の埋め込み

コールマンの社会規範論は、規範の成立を前提した社会的関係において成立しているのではないことに注意を十分に払うべきである(図7)。コールマンの「社会的関係」は文字通り、主体の間に社会的な関係がある、ということのみを意味し、この関係が「規範的關係」であることを意味しない。友人・知人関係、親子関係、夫婦・兄弟関係、商売や取引関係、上司一部下、同僚・仕事仲間、或いは、敵対し、反目し、憎悪する者同士の関係もあるが、これら全てが社会的関係である。ただしこれらの関係において行為の外部性が行為の制御権の譲渡により解消されない場合、規範的社会的関係への形成と進むのである。よって、このコールマンの社会的規範論を「社会的諸関係への埋め込み理論(the theory of embeddedness into social relationships)」と名付けることができよう⁸⁹。

⁸⁹ 「社会的諸関係への埋め込み」論の最近の研究については、Nee and Victor (1998), Granovetter and Swedberg (2000)。

V. おわりに

コールマン理論は、合理的選択論の枠内で、ゲーム理論的社会規範論とは異なる論理—三者関係、外部性、社会的関係、閉鎖的ネットワークの各概念—を使い、規範の制約論的理解（効率性の達成）と認知論的理解（行為の正しさ）を同時に説明する社会規範論を展開した。本稿がアダム・スミス社会規範論研究序説であるのは、最初に述べたように、行為者とその関連した他者とはスミスの「観察者」概念と深い関係性があると判断したからである。また、コールマンの「社会関係において成立する義務と期待のシステム」とは、行為者も観察者も実は予めある社会関係の中に「埋め込まれている」ことを意味しているからである。以上の意味で本稿は「序説」である。

参考文献

- Anderson, E. 2000. "Beyond Homo Economicus; New Developments in Theories of Social Norms." *Philosophy and Public Affairs*, Vol.2(No.2): 170-200.
- Axelrod, Robert. 1984. *The Evolution of Cooperation*. New York: Basic Books. (R.アクセルロッド『つきあい方の科学』松田浩之訳, ミネルヴァ書房, 1998年)
- Binmore, Ken. 2000. *Game Theory and Social Contract*. Vol.1. *Playing Fair*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Blau, Peter M. 1964. *Exchange and Power in Social Life*. New York: John Wiley and Sons. (ピーター・M・ブラウ『交換と権力』間馬寿一他訳, 新曜社, 1996年)
- Coleman, James S. 1987. "Norms as Social Capital." In *Economic Imperialism*, edited by Gerard Radnitzky and Peter Bernholz, 133-55. New York: Paragon House Publishers.
- . 1990a. *Foundations of Social Theory*. Cambridge, MA: Belknap Press. (ジェームズ・コールマン『社会理論の基礎』上, 下, 久慈利武監訳, 青木書店, 2004年)
- . 1990b. "The Emergence of Norms." In *Social Institutions Their Emergence, Maintenance, and Effects*, edited by Michael Hechter, Karl-Dieter Opp and Reinhard Wippler, 35-59. New York: Aldine de Gruyter.
- Coughlin, Richard M. 1999. "Introduction: Toward an Agenda for Socio-Economics." In *Morality, Rationality, and Efficiency New Perspectives on Socio-Economics*, edited by Richard M. Coughlin, 3-13. New York: M.E. Sharp.
- Gold, Natalie, and Robert Sugden. 2007. "Theories of Team Agency." In *Rationality and Commitment*, edited by Fabienne Peter and Hans Bernard Schmid, 280-312. Oxford: Oxford University Press.

- Fershtman, Chain, and Yoram Weiss. 1998. "Why do we care about what others think about us." In *Economics, Values, and Organization*, edited by Avner Ben-Ner and Louis Putterman, 133-50. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Frank, Robert H. 1988. *Passions within Reason The Strategic Role of the Emotions*. New York: W.W. Norton.
- Granovetter, Mark. 1985. "Economic Action and Social Structure: The Problem of Embeddedness." *American Journal of Sociology*, 91 (3): 481-510.
- Granovetter, Mark, and Richard Swedberg. 2000. "Introduction to *The Sociology of Economic Life*, 2nd ed. edited by Mark Granovetter and Richard Swedberg, 1-28. Cambridge, MA: Westview Press.
- Harsanyi, J.C. (1977). *Rational Behavior and Bargaining Equilibrium in Games and Social Situations*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Homans, George. 1961. *Social Behavior Its Elementary Forms*. New York: Harcourt Brace Jovanovich.
- Konow, James. 2012. "Adam Smith and the Modern Science of Ethics." *Economics and Philosophy*, Vol.28 (03): 33-62.
- Macneil, Ian R. 1980. *The New Social Contract: An Inquiry into Modern Contractual Relations*. New Haven, CT: Yale University Press.
- Macaulay, Stewart. [1963] 2001. "Non-Contractual Relationships in Business: A Preliminary Study." In *The Sociology of Economic Life*, edited by Mark Granovetter and Richard Swedberg, 191-206. Cambridge, MA: Westview Press.
- Margolis, Howard. 1982. *Selfishness, Altruism, and Rationality*. Chicago: University of Chicago Press.
- Martinelli, Alberto, and Neil J. Smelser. 1990. "Economic Sociology; Historical Threads and Analytic Issues 1." In *Economy and Society*, edited by Alberto Martinelli and Neil J. Smelser, 1-49. New York: SAGE Publications.
- Nelson, R., and B. Sampat. 2001. "Making Sense of Institutions as a Factor Shaping Economic Performance." *Journal of Economic Behavior & Organization*, Vol.44: 31-54.
- Olson, M. [1965] 2003. *The Logic of Collective Action*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Osborne, Martin J., and Ariel Rubinstein. 1994. *A Course in Game Theory*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Peter, Fabienne, and Hans Schmid. 2007. "Rational Fools, Rational Commitment." In *Rationality and Commitment*, edited by Fabienne Peter and Hans Schmid, 3-13. Oxford: Oxford University Press.
- Sally, D. 2001. "On Sympathy and Games." *Journal of Economic Behavior and Organizations*, Vol.44:

1-30.

- Sen, Amartya. 1987. *On Ethics and Economics*. Oxford: Basil Black. (アマルティア・セン『経済学の再生』清水澄憲他訳, 麗澤大学出版, 2002年).
- . 2007. “Why Exactly is Commitment Important for Rationality.” In *Rationality and Commitment*, edited by Fabienne Peter and Hans Bernard Schmid, 17-27. Oxford: Oxford University Press.
- Shelling, Thomas C. [1960] 2002. *The Strategy of Conflict*. Cambridge, MA: Harvard University Press. (トーマス・シェリング『紛争の戦略』河野勝監訳, 勁草書房, 2011年).
- Skymys, Brian. 1996. *Evolution of Social Contract*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- . 2004. *The Stag Hunt and the Evolution of Social Structure*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Smelser, Neil J., and Richard Swedberg. 1994. “The Sociological Perspective on the Economy.” In *The Handbook of Economic Sociology*, edited by Neil J. Smelser and Richard Swedberg, 3-25. Princeton: Princeton University Press.
- Sugden, Robert. [1986] 2004. *The Economics of Rights, Cooperation, and Welfare*. New York: Palgrave Macmillan.
- . 1989. “Spontaneous Order.” *Journal of Economic Perspectives*, Vol.3 (4): 85-97.
- . 1998. “Normative Expectations and Evolution of Social Norms and Values.” In *Economics, Values, and Organization*, edited by Avner Ben-Ner and Louis Putterman, 73-132. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- . 2002. “Beyond Sympathy and Empathy: Adam Smith’s Concept of Fellow-feeling.” *Economics and Philosophy*, Vol.null (01): 66-87.
- 田島慶吾. 2008. 「アダム・スミスと社会規範論」静岡大学『経済研究』12巻4号(37-54頁)
- . 2015. 「社会規範の類型論」静岡大学『経済研究』19巻4号(1-25頁)
- Taylor, Michael. [1987] 2001. *Possibility of Cooperation: Studies in Rationality and Social Change*. Cambridge, UK: Cambridge University Press. (マイケル・テーラー『協力の可能性 協力・国家・アナーキー』松原望訳, 木鐸社, 1995年).
- 富永健一. 1999. 『社会学講義』中央公論社
- . 2000. 『行為と社会システムの理論』東京大学出版会
- . 2001. 『経済と組織の社会学理論』東京大学出版会
- Nee, Victor, and Paul Ingram. 1998. “Embeddedness and Beyond: Institutions, Exchange, and Social Structure.” In *The New Institutionalism in Sociology*, edited by Mary C. Briton and Victor Nee, 19-45. Stanford: Stanford University Press.

Voss, T. 2001. "Game-Theoretical Perspectives on the Emergence of Social Norms." In *Social Norms*, edited by M. Hechter, and K. Opp, 105-36. New York: Russell Sage Foundation.

八木紀一郎. 2010. 「経済的交換と社会的交換：制度経済学におけるミクロとマクロ」千葉大学『経済研究』第25巻 第3号 (113-46頁)

Young, H. Peyton. 1998. *Individual Strategy and Social Structure*. Princeton: Princeton University Press.

Weibull, Jorgen W. 2002. *Evolutionary Game Theory*. Cambridge, MA: MIT Press. (ウェイブル『進化ゲームの理論』大和瀬達二監訳, オフィスカワウチ, 1995年)